

日時場所 令和2年3月23日 午後2時08分 日光市農村環境改善センター 体育館

出席農業委員	11名	
	1番 福田絹江	2番 石下富士男
	5番 高橋久美子	6番 江連一彦
	9番 吉原廣康	10番 星一徳
		11番 増湊勝
出席農業委員	3番 青木渡	4番 高橋和子
	7番 田井哲	8番 柴田美代子
欠席農業委員	なし	
出席推進委員	19名	
	12番 川村耕一	13番 渡邊清美
	16番 加藤英利	17番 早川文子
	20番 神山順治	21番 福田重勝
	24番 福田正文	25番 高村充
	30番 神山隆治	31番 福田吉男
		32番 阿久津正信
出席推進委員	14番 齋藤薫	15番 福田隆徳
	18番 小池毅	19番 柏木武
	22番 岡部正一郎	23番 八木澤清
	27番 谷野三枝	28番 福田登美子
欠席推進委員	なし	
傍聴人	なし	

第1	議事録署名人の指名	
第2	会期の決定	
第3	報告第7号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第4	報告第8号	農地法第18条（通知）について
第5	議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
第6	議案第16号	農地法第4条の規定による許可申請について
第7	議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請について
第8	議案第18号	非農地証明願について
第9	議案第19号	農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第10	議案第20号	農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第11	議案第21号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について
第12	推薦第1号	日光市「人・農地プラン」検討会委員の推薦について

神長昇一事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席農業委員は、11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

推進委員につきましては、19名中19名の出席であります。

また、本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星一徳議長

ただ今から、令和2年3月日光市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程につきまして、神長事務局長に朗読させます。

神長昇一事務局長

(議事日程を朗読した。)

星一徳議長

それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、例に倣いまして、議長において指名いたしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「なし。」との声あり)

星一徳議長

ご異議ございませんので、私、議長において指名いたします。4番高橋和子委員、5番高橋久美子委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の川村主幹を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りいたします。これにご異議ございませんか。

(「なし。」との声あり)

星一徳議長

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

星一徳議長

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星一徳議長

日程第3 報告第7号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題といたしまして、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星一徳議長

はい、鯉沼主任お願いします。

鯉沼慶主任

総会資料1ページをお開きください。報告第7号 農地法第5条の規定による許可書の交付についてご説明いたします。先月の5条申請は5件ございました。許可書につきましても5件交付いたしました。譲渡人・譲受人・土地の所在等は申請のとおりです。

総会審議日は、令和2年2月21日。許可日及び指令番号につきましては、令和2年2月21日 日農委指令第5-52号から56号で許可書を発行しております。以上でございます。

星一徳議長

ただ今、報告が終わりました。報告ですのでよろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは次に移ります。

日程第4 報告第8号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(小柳房雄副主幹挙手)

星一徳議長

はい、小柳副主幹。

小柳房雄副主幹

報告第8号 農地法第18条(通知)について、ご説明申し上げます。総会資料は3ページから8ページとなります。本案件については、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告になります。今月は農地法第3条の解約が1件、基盤法第18条関係の解約が18件の合計19件です。貸し人、

借り人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。1番が農地法関係、2番が農業委員会関係、3番から19番までが日光市農業公社扱いの案件となります。以上報告いたします。

星 一 徳 議 長

ただ今、説明が終わりました。この件に関して何かございましたらお受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第5 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、担い手育成部会が担当しております。吉原部会長から全体説明をお願いします。

(吉原廣康農業委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、お願いします。

吉原廣康農業委員

第1班、石下富士男委員、小池毅委員、岡部正一郎委員、星会長、事務局より神長局長、松澤副主幹です。第2班が、私と齋藤薫委員、神山順治委員、谷野三枝委員、事務局より川村係長と鯉沼主任です。議案の発表者は、3条の1番を岡部委員、3条の2番と3番を齋藤委員。5条の1番を石下副部会長、5条の2番を小池委員、5条の3番・4番を岡部委員、5条の10番を神山委員。非農地の1番・2番を谷野委員、3番を神山委員。以上です。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、3条の1番について担当委員の報告を求めます。

(岡部正一郎推進委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、岡部委員お願いします。

岡部正一郎推進委員

私は議案第15号の1番を担当いたしました。譲渡人・譲受人・申請地等については申請のとおりであります。

申請地は轟地内。轟の交差点から北東の方向へ約1キロメートルの所に位置しております。

こちらが申請地になります。轟の交差点を大渡方面に向かって約200メートル進みまして、左に入った所にあります。

登記簿地目は畑、現況も畑であります。契約内容は売買であります。譲受人は所有農地を適切に管理し、家族4人で水稻、花卉、麦等を作付けしています。

周囲は、譲受人所有の農地になります。購入後は麦の作付を予定しています。この部分が申請地になっております。

こちらは多分譲受人のハウスになっております。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

(石下富士男農業委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、石下副部会長お願いします。

石下富士男農業委員

ただ今説明がございました。所有権移転でございます。契約内容は売買です。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

はい、ただ今報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいでしょうか。

星 一 徳 議 長
田 井 哲 農 業 委 員
星 一 徳 議 長

(「はい。」との声あり)

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号1番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号2番及び3番について担当委員の報告を求めます。

(齋藤薫推進委員挙手)

星 一 徳 議 長
齋 藤 薫 推 進 委 員

はい、齋藤委員お願いします。

私は、議案第15号の2番と3番を担当いたしました。

譲渡人、譲受人、申請地については申請のとおりです。

申請地は大室地内。今市・氏家線に沿って現在、総会をやっているこの場所から、今市に向かって0.5キロに位置します。

案内図です。県道今市・氏家線の大室交差点から今市方面に向かいまして、500メートルほど行ったところが申請地でございます。

公図でございます。登記簿地目は田、現況も田であります。譲受人は所有農地を適切に管理し、家族2人で水稻の作付をしております。今回の申請地は、譲受人の自宅の近くであり、購入後は水稻の作付を予定しております。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

写真です。これが申請地です。南が県道今市・氏家線、東が田と宅地、北が水路になっています。西が譲受人の自宅です。このように申請地はきれいに耕されておりました。以上です。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

吉 原 廣 康 農 業 委 員

契約内容は祖父から孫への売買です。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長
田 井 哲 農 業 委 員
星 一 徳 議 長

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番及び3番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号2番及び3番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、日程第6 議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星 一 徳 議 長
鯉 沼 慶 主 任

はい、鯉沼主任お願いします。

総会資料10ページをお開きください。この案件は、昨年8月に農用地区域

の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので4条申請がありました。

なお、3月12日に事務局の方で現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご説明いたします。

申請人及び申請地等は申請のとおりです。日光市塩野室地内におきまして、一般住宅を目的とした4条申請でございます。

位置図ですが、日光市塩野室地区センターの北西、約1.5キロに位置します。

塩野室地区センターから県道へ出て、西へ約1.5キロほど進み、左折して南に50メートルほど進んだ右手が申請地です。

登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は、東側は道路、西側は田、南側は道路、北側は水路と本人所有の田です。

なお、隣接農地の所有者の同意書が添付されております。

申請の理由ですが、県道今市・氏家線と県道宇都宮・船生・高德線の交差点の拡幅改良工事に伴い、現在の住宅敷地が買収されるため、申請地に一般住宅を建築したく申請するものです。

敷地内に建築面積47.34平米の平屋住宅と車両駐車スペース等を設け、住宅として利用する計画です。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内浸透処理といたします。給水は市水道を利用します。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。

続きまして、写真ですが、こちらは令和元年8月19日の現地調査の際の写真です。

続きまして、こちらは今月の12日に事務局の方で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上となります。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

報告が終わりました。ここで皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関し、何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号1番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号2番について事務局の報告を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星 一 徳 議 長

はい、鯉沼主任。

鯉 沼 慶 主 任

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、2番の案件の願い出人から、本人都合により3月18日付けで取下げ願が提出されましたので、ご報告いたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

続きまして、日程第7 議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(石下富士男農業委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、石下副部長お願いします。

石下富士男農業委員

私は、議案第17号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市川室地内におきまして、一般住宅を目的として転用する案件でございます。

位置図でございますが、申請地は東武鉄道大桑駅から南東へ700メートルに位置しております。

次に案内図でございますが、申請地は国道121号線、こちらですね。それと大桑・小佐越線の間でございます。

次に公図をお願いします。ここが申請地になります。登記簿地目は畑です。現況地目も畑です。現地は砂利が敷かれており、始末書が添付されております。東側、西側それから南側は住宅でございます。北側は道路になります。

土地利用計画図をお願いします。現地には譲渡人と住宅展示場の展長が立ち会い、杭打ちがしてありました。給排水でございますが、公共の上下水道を利用することとでございます。雨水は敷地内浸透処理いたします。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

これが申請地の写真です。赤い部分です。このように砂利が敷いてありました。以上です。

星一徳議長

はい。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

吉原廣康農業委員

親子間の使用貸借による5条申請です。周りに及ぼす影響もないと思われまますので、許可相当との部会の見解です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関し、何かございませうか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星一徳議長

挙手全員です。よりまして、番号1番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続いて、5条の2番について担当委員の報告を求めます。

(小池毅推進委員挙手)

星一徳議長

はい、小池委員をお願いします。

小池毅推進委員

私は2番を担当しました。申請地、譲渡人、譲受人、申請事由は申請のとおりです。

申請地は鬼怒川温泉大原地内。中学校から北東に約200メートルに位置します。

案内図です。国道121号線藤原交差点から右折して道なりに左折北上してきた道路の右側でございます。

公図をお願いします。登記簿地目は田、現況も田です。周囲の状況は、東側が田、西側が道路、北側が雑種地と宅地、南側が本人所有の田になります。現地には譲渡人、行政書士が立ち会いました。

申請地は太陽光発電に利用する計画で、杭打ちがしてありました。給排水はなく、雨水は敷地内浸透処理となります。赤い印の部分が太陽光発電用地になります。周囲の農地については、譲渡人所有の農地になります。

周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願ひます。
(石下富士男農業委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、副部会長。

石下富士男農業委員

第3種農地区分の転用です。周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺ひます。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございませぬ。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号2番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号3番及び関連がございますので4番について担当委員の報告を求めます。

(岡部正一郎推進委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、岡部委員お願ひします。

岡部正一郎推進委員

3番と4番を合わせて一括でご報告させていただきます。本申請は、一般住宅及びそこへの進入路として転用する案件でございます。譲渡人、譲受人、申請地、地目、面積は申請のとおりです。

申請地は栗原地内。栗原交差点から北西へ100メートルに位置しています。

案内図です。栗原交差点を北西方向に100メートル進みまして、市道へ左折しまして50メートル進んだ所に申請地がございます。

公図です。登記簿地目は田、現況も田です。周囲の状況ですが、東側は認定外の道路、譲渡人の田、北側は田、南側が進入路予定地と譲渡人所有の田になります。北側の田の所有者からの承諾書が添付されておひます。

住宅建築を予定しておひまして、二階建て住宅を建築予定です。現地には譲渡人、譲受人と行政書士が立ち会ひました。一般住宅建築と進入路にする計画で、杭打ちがしておひました。譲受人は父親から農地を譲り受け、二階建て住宅を予定しておひます。2台の駐車スペースを設け、こちらには進入路も含め、L型擁壁を設けます。上下水道は公共の上下水道を利用し、雨水につきましては敷地内浸透処理いたします。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願ひます。
(石下富士男農業委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、石下副部会長。

石下富士男農業委員

第2種農地区分の転用でございます。3番が一般住宅、4番が進入路です。

周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。
報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。
それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番及び4番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号3番及び4番については、この原案のとおり許可することに決しました。

暫時休憩(午後3時04分)

再開(午後3時15分)

星 一 徳 議 長

それでは、再開いたします。5条の5番について事務局の報告を求めます。
(鯉沼慶主任挙手)

星 一 徳 議 長

はい、お願いします。

鯉 沼 慶 主 任

総会資料12ページをお開きください。
この案件は、昨年8月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので、5条申請がありました。なお、3月12日に事務局の方で現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご説明いたします。

申請人及び申請地等は申請のとおりです。日光市小林地内におきまして、使用貸借により一般住宅を目的とした5条申請です。

塩野室地区センターの北、約1キロに位置します。

塩野室地区センターから県道へ出て、西へ300メートルほど進み、右折して北へ300メートル、東へ200メートルほど進み、さらに北西へ200メートルほど進んだ正面が申請地です。

登記簿地目、現況共に畑です。周囲の状況は東側は道路、西側は水路、南側は道路、北側は宅地です。

申請人は、一昨年結婚し実家の父の家に暮らしていますが、手狭なため申請地を父より借り受け住宅を建築し、住宅敷地として利用し、独立したく申請するものです。

土地利用計画ですが、敷地内に建築面積63.34平米の平屋住宅と車両駐車スペースを設け、宅地として利用する計画です。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内浸透処理とします。給水は市水道を利用します。総事業費は融資を受けて賄い、金融機関の融資見込証明書が添付されております。

続きまして写真ですが、こちらは令和元年8月19日の現地調査の際の写真です。続きましてこちらは、今月の12日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上となります。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

報告が終わりました。ここで皆様方からのご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号5番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号5番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号6番について事務局の報告を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星 一 徳 議 長

はい、お願いします。

鯉 沼 慶 主 任

この案件は、昨年8月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みしましたので、5条申請がありました。なお、3月12日に事務局の方で現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご説明いたします。

申請人、申請地等は申請のとおりです。日光市猪倉地内におきまして、売買により作業所を目的とした5条申請です。

小学校の南東、約1.9キロに位置します。

小学校から県道を南東へ1.8キロほど進み、左折して市道を東に200メートルほど進んだ左手が申請地です。

登記簿地目、現況共に田です。周囲の状況は、東側、南側、北側が道路、西側は田です。

なお、隣接農地の所有者の同意書が添付されております。

申請人は現在、個人経営で自宅北側の土地で精密製缶・板金・機械加工の事業を行っています。業務を行うための機械が年々増え、現在の作業所は手狭になっていることや、車両の駐車スペースや回転スペースがなく、業務に支障をきたしているため、申請地を買い受け作業用地として利用したく申し出るものです。敷地内に作業所とストックヤード、金くず置き場、通路、駐車スペースを設け、作業所用地として利用する計画です。雨水は敷地内砂利敷きとし、敷地内浸透処理とします。給排水はありません。

総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。

写真ですが、こちらは令和元年8月19日の現地調査の際の写真です。こちらは今月の12日に事務局の方で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上となります。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

報告が終わりました。ここで皆様方からのご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号6番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号6番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号7番について事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星 一 徳 議 長
鯉 沼 慶 主 任

はい、お願いします。

この案件は、昨年12月に用途区分の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、用途区分の変更が済みしましたので、5条申請がありました。なお、3月12日に事務局の方で現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご説明いたします。

申請人及び申請地等は申請のとおりです。板橋地内におきまして、使用貸借により駐車場を目的とした5条申請です。

板橋トンネルの南、約1.2キロに位置します。

板橋トンネルから市道を南へ1.1キロほど進み、左折して東に200メートル、さらに南に200メートルほど進んだ左手に申請地があります。

登記簿地目は畑、現況は田です。周囲の状況は、東側は青地、西側と北側は道路、南側は宅地です。

申請人はイチゴの専業農家ですが、生産拡大に伴い、自己の業務用の車両3台、常勤の従業員用4台、繁忙期の従業員用3台、来客用3台の計13台の駐車場を計画しています。しかし、自宅敷地にはそのスペースが確保できないため、隣接する申請地を駐車場として利用したく申請するものです。

土地利用計画図ですが、敷地内に13台分の駐車スペースと通路、車両回転スペースを設ける計画です。給排水はなく、雨水は敷地内浸透処理とします。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。

写真ですが、こちらは令和元年12月18日の現地調査の際の写真です。続きまして、こちらは今月の12日に事務局の方で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上となります。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

報告が終わりました。ここで皆様方からのご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号7番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号7番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号8番について事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星 一 徳 議 長
鯉 沼 慶 主 任

はい、お願いします。

この案件は、昨年8月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案

件です。今回、農用地区域の除外が済みしましたので、5条申請がありました。なお、3月12日に事務局の方で現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご説明いたします。

申請人及び申請地等は申請のとおりです。野口地内におきまして、使用貸借により一般住宅を目的とした5条申請です。

小学校の南東、約400メートルに位置します。

小学校から市道を東へ300メートルほど進み、右折して南に200メートルほど進んだ右手が申請地です。

登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は、東側は道路、西側は宅地、南側は宅地と山林、北側は水路です。

申請人は現在、アパートに住んでいますが、子供の成長に伴い現在の住まいが手狭になってきているため、一般住宅を新築したく申請するものです。

土地利用計画図ですが、敷地内に建築面積62.81平米の二階建て住宅と車両駐車スペースを設け、宅地として利用する計画です。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内浸透処理とします。給水は市水道を利用します。総事業費は融資を受けて賄い、住宅ローンの事前審査結果通知が添付されております。

続きまして写真ですが、こちらは令和元年8月19日の現地調査の際の写真です。こちらは今月の12日に事務局の方で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上となります。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

報告が終わりました。ここで皆様方からのご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号8番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号8番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号9番について事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星 一 徳 議 長

はい、お願いします。

鯉 沼 慶 主 任

この案件は、昨年9月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みしましたので、5条申請がありました。なお、3月12日に事務局の方で現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご説明いたします。

申請人及び申請地等は申請のとおりです。

木和田島地内におきまして、売買により一般住宅を目的とした5条申請です。

JR日光線下野大沢駅の北東、約900メートルに位置します。

国道119号線新里街道を木和田島交差点から北西へ約800メートルほど進み、左折して南西に200メートルほど進んだ左手が申請地です。

登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は、東側は道路、西側は水路、南側は田、北側は道路です。なお、隣接農地の所有者の同意書が添付されてお

ります。

申請理由ですが、申出地付近は住宅地としての需要が多い地域で、住環境が整った申出地または申出地周辺に住みたいという要望が申出人に対して多数ありました。そこでその要望に応えるため、申出地及びその周辺を中心に宅地として供給できる土地を選定しましたが、要件に見合う土地は申出地以外になかったため申請に至りました。

土地利用計画図ですが、敷地内に道路・公園を設け、12区画の宅地を造成し、分譲地として利用する計画です。汚水・雑排水は公共下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理とします。給水は市水道を利用します。

総事業費は融資を受けて賄い、金融機関の融資証明書が添付されております。開発行為申請を要する案件のため、都市計画課に開発行為許可申請中となっております。

続きまして写真ですが、こちらは令和元年9月18日の写真です。続きましてこちらは今月の12日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上となります。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

報告が終わりました。ここで皆様方からのご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号9番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号9番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号10番について担当委員の報告を求めます。

(神山順治推進委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、神山委員お願いします。

神山順治推進委員

番号10番について担当いたしましたのでご報告いたします。

本申請は、日光市千本木地内におきまして、通路及び資材置き場にすることを目的として転用する案件でございます。

位置図ですが、ここに市役所本庁、ここに中学校がありますが、中学校から西へ約200メートルに位置しております。

案内図になります。こちらに中学校がございます。南に約150メートルの所を南下しまして、そこを右折して約150メートル行った所の左側が申請地になります。

公図になります。登記簿地目は田、現況も田であります。周囲の状況でありましたが、東側が宅地並びに神社の境内、西側が宅地、南側が雑種地、北側が市道になります。

土地利用計画図ですが、こちらが申請地でありまして、現地には賃借人の会社の関係者、それから行政書士の方が立ち会いまして、要所に杭打ちがしてありました。申請地は通路と碎石置き場として利用します。南側には賃借人が資材置き場として利用しております。今はこちらから出入りしていますが、変形して細いため出入りがしにくいため、今回この北側から出入りしたく申請する

ものであります。こちらは砂利敷で左側に碎石置き場にするということであり
ます。給排水はございませんが、雨水については敷地内浸透ということござ
います。農地区分につきましては第3種農地区分で都市計画法の用途地域に指
定されている場所でございます。

写真です。これは市道側からの写真です。奥に資材置き場がありますが、そ
こへの進入路として利用いたします。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほど
よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願
います。

吉原廣康農業委員

進入路及び資材置き場に転用する案件です。第3種農地区分ということで、
周りに及ぼす影響もないと思われまので、許可相当との統一見解です。ご審
議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで担い手育成部会以
外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございま
すか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号10番については、この原案
のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号10番については、この原案のとおり許可
することに決しました。

続きまして、番号11番について事務局の報告を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星 一 徳 議 長

はい、鯉沼主任。

鯉 沼 慶 主 任

総会資料13ページをお開きください。

議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」につきまして、
11番の案件の願い出人から、本人都合により3月18日付けで取り下げ願が
提出されましたので、ご報告いたします。以上となります。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

続きまして、日程第8 議案第18号「非農地証明願について」を議題と
いたします。番号1番及び関連がございますので2番について、担当委員の報告
を求めます。

(谷野三枝推進委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、谷野委員お願いします。

谷野三枝推進委員

私は議案第18号の1番と2番を担当いたしました。関連がありますので合
わせてご説明いたします。

本申請は、日光市板橋地内において宅地と山林として利用しています。願い
出人、願い出地は申請のとおりでございます。

位置図です。申請地は板橋地内。中学校から東へ1.5キロメートルに位置
した場所でございます。

案内図です。中学校から東へ道なりに進み、交差点から300メートルの所
です。

登記簿地目は田が2筆、畑が2筆です。現況は宅地と山林です。こちらの赤い方が1番の案件で、青い方が2番の案件でございます。1番の案件の周囲の状況は、東が宅地と道路、西が宅地と山林、南が宅地と田、北側が宅地と山林でございます。2番の案件は、東が山林、西が山林、南が水路と宅地、北が山林でございます。

1番については、願い出人の曾祖父が明治33年に購入後、隣地に建築された住宅敷地として利用され100年以上が経過しております。またこちらの筆とこちらの筆は、平成4年に願い出人の父が居宅を新築して以来、宅地として利用され現在に至っております。27年以上が経過しております。2番については、昭和5年に隣接の山林であるこの筆から分筆され畑として利用されてきましたが、昭和40年頃から元の状態に戻されて以来、隣接山林とともに山林として一体的に利用され現在に至っております。50年以上経過しております。

現地には願い出人、行政書士が立ち会い杭打ちがしてありました。

こちらは道路側から見た写真でございます。こちらもやはり道路側からの写真です。

いずれにしても20年以上が経過しております。証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

吉原廣康農業委員

願い出地は、高低差の多い土地であります。行政書士に案内してもらい確認することができました。空中写真も添付されており、証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願います。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番と2番については、この原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号1番と2番については、この原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(神山順治推進委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、神山委員お願いします。

神山順治推進委員

それでは3番のご説明をいたします。

本申請は日光市稲荷町地内におきまして、宅地として利用している案件でございます。

場所でございますが、こちらに警察署がございますが、その西側約200メートルに位置しております。

こちらが警察署ですが、この交差点を約200メートル進んだ所の右側が申請地であります。

公図です。この赤い部分が申請地です。登記簿地目は畑、現況は宅地であります。

土地利用図ですが、こちらの土地が申請地であります。こちらに居宅があります。ここを借りている方が住宅敷地として利用しているということでもあります。

写真ですが、ここが申請地であります。住宅の敷地として利用されております。現地には願い出人、行政書士が立ち会いまして、要所に杭打ちがしてありました。この願い出地は昭和62年10月に隣地に居宅が新築されて以来、隣接地とともに住宅敷地として一体的に利用されているということでございます。32年以上が経過しております。

以上のことから、証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

吉原廣康農業委員

ただ今、報告がありましたように、宅地として一体的に利用し32年以上経過しており、空中写真も添付されていることから、証明することに問題はないと思えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番については、この原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号3については、この原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

続きまして、番号4番について事務局の報告を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

星 一 徳 議 長

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

総会資料15ページ 議案第18号の4番です。

この案件は、昨年4月に農用地区域変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので非農地証明願がありました。

本申請は、居宅への進入路として利用されている案件です。願い出人、願い出地は申請のとおりです。

願い出地は猪倉地内。小学校から南へ約1キロメートルの場所に位置します。

猪倉交差点から県道を手岡方面へ900メートルほど進み、右折して400メートルほど進んだ右手に願い出地があります。

願い出地は登記簿地目は田で、周囲の状況は東側が青地、西側は田、南側は青地、北側は宅地です。

願い出地は、昭和23年に隣地に居宅が新築されて以来、居宅への進入路として利用され現在に至っております。平成2年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。

写真ですが、4月19日に撮影したものです。次に3月12日に撮影したものです。現地は特に変化がないことを報告いたします。以上です。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

報告が終わりました。ここで皆様方からのご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員
星 一 徳 議 長

ございません。
はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号4番については、この原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号4番については、この原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

続きまして、番号5番について事務局の報告を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

星 一 徳 議 長
大島尚美副主幹

はい、大島副主幹。
総会資料15ページ 議案第18号の5番です。

この案件は昨年9月に農用地区域変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので、非農地証明の申請がありました。

本申請は、日光市木和田島地内において水路として利用している案件です。願い出人及び願い出地等はそれぞれ申請のとおりです。5条申請の9番と同じ場所のため、位置図・案内図の説明は省略させていただきます。

公図ですが、登記簿地目は田です。周囲の状況は、東側が田、西側が道路、南側が田、北側が道路です。

願い出地は、昭和28年に自作農創設特別措置法に基づき農地改革が行われて以来、水路として利用され現在に至っております。昭和52年撮影の空中写真が添付されおり、20年以上が経過しています。

写真ですが9月18日の現地調査の際に撮影したものがこちらです。次に3月12日に事務局で撮影したものがこちらです。現地は特に変化がないことを報告いたします。以上です。

はい、ありがとうございます。

報告が終わりました。ここで皆様方からのご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員
星 一 徳 議 長

ございません。
はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号5番については、この原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号5番については、この原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

続きまして、日程第9 議案第19号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を

星一徳議長
小柳房雄副主幹

求めます。

(小柳房雄副主幹挙手)

はい、小柳副主幹。

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定についてご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。

今月は、利用権設定の案件がございます。総会資料は16ページから19ページになります。件数は14件、合計面積は34筆で72,460平米となります。内訳は、新規が13件、30筆で61,745平米、更新が4筆で10,715平米です。

なお、番号1番から14番までが農用地利用集積円滑化団体である日光市農業公社扱いとなっております。設定をする者(貸し人)・設定を受ける者(借り人)の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

星一徳議長

説明が終わりました。はじめに利用権設定の1番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、福田絹江職務代理の退席を求めます。

(福田絹江職務代理退席)

星一徳議長

それではご質問等ございましたらお受けいたします。

星一徳議長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

議案第19号のうち利用権設定の1番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星一徳議長

はい、挙手全員です。よりまして、議案第19号のうち利用権設定の1番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに決しました。

福田絹江職務代理に着席を許可いたします。

(福田絹江職務代理着席)

星一徳議長

続きまして、利用権設定の8番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、増淵勝委員の退席を求めます。

(増淵勝農業委員退席)

星一徳議長

何かご質問等ございますか。

星一徳議長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

はい、それでは質疑を終結し、採決いたします。

議案第19号のうち、利用権設定の8番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星一徳議長

挙手全員です。よりまして、利用権設定の8番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに決しました。

増淵勝委員に着席を許可いたします。

(増淵勝農業委員着席)

星 一 徳 議 長 続きます、利用権設定の残りの案件について審議いたします。ご質問等ございましたらお受けいたします。

星 一 徳 議 長 よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
議案第19号 利用権設定の残りの案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

星 一 徳 議 長 挙手全員です。よりまして、議案第19号 利用権設定の残りの案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに決しました。
続きます、日程第10 議案第20号「農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(小柳房雄副主幹挙手)

星 一 徳 議 長 はい、小柳副主幹。
小柳房雄副主幹 議案第20号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定についてご説明いたします。総会資料は20ページから24ページになります。
本議案については、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第10の3の(1)の規定により、日光市が作成した農用地利用集積計画 案を決定するために審議を求められています。件数は13件で、面積合計は49筆で128, 127平米となります。設定をする者(貸し人)・設定を受ける者(借り人)の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。
以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長 説明が終わりました。ご質問等ございましたらお受けいたします。
(加藤英利推進委員挙手)

星 一 徳 議 長 はい、加藤委員。
加藤英利推進委員 1番と10番については金額が入っていないのはなぜですか。
小柳房雄副主幹 備考の欄の隣の利用目的の次に借賃とあるのですが、こちらに金額が入っていないというご指摘をいただきました。その件につきましては、賃貸借ではなくて使用貸借になりますので、金額が入っていないということになります。賃貸借か使用貸借かというのは、表の中ほどの一番上に利用権という欄がありますが、面積の欄の右側です。その利用権の欄が1番と10番だけ使用貸借権ということになっていますので、使用貸借は無料という形ですので金額が入っていないということになります。以上です。

星 一 徳 議 長 加藤さんは違う意味で聞いていると思います。だって自分で自分でしょ。自分で自分が中間管理権でしょ。それはオッケーなんですかということです。

小柳房雄副主幹 はい、それはオッケーです。

星 一 徳 議 長 はい。詳しい話は来月農業公社にお聞きしたいと思います。
他にございますか。

星 一 徳 議 長 よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。議案第20号「農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定すること

に賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに決しました。

続きまして、日程第11 議案第21号「農地中間管理事業の指針に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(小柳房雄副主幹挙手)

星 一 徳 議 長
小柳房雄副主幹

はい、小柳副主幹。

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取についてご説明いたします。総会資料は25ページから29ページになります。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、日光市が作成した農用地利用配分計画(案)について農業委員会の意見を求められています。

本件は先ほど議案第20号でご説明いたしました中間管理権が設定される農地を受け手へ利用配分する計画(案)です。

今月の農用地利用配分計画は13件で、面積合計は49筆で128, 127平米、対象者数は2名です。

権利の設定を受ける者(借り人)の住所、氏名及び土地の表示等は記載のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。

星 一 徳 議 長

それではご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。議案第21号「農地中間管理事業の指針に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」は同意することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、議案第21号「農地中間管理事業の指針に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」は同意することに決しました。

続きまして、日程第12 推薦第1号「日光市人・農地プラン検討会委員の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代係長挙手)

星 一 徳 議 長
川村光代係長

はい、川村係長お願いします。

推薦第1号「日光市人・農地プラン検討会委員の推薦について」をご説明いたします。

農地プラン検討会委員につきましては、地域での話し合いにより、地域の中心となる経営体の確保、経営体への農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した人・農地プランについて検討するため、日光市人・農地プラン検討会を設置するものでございます。推薦者でございますが、会長の職にある者、1名でございます。任期は令和2年3月23日から2年間でございます。よろしくをお願いいたします。

星 一 徳 議 長

説明が終わりました。

会長の職にある者ということですので、私、星を推薦することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、薦第1号「日光市人・農地プラン検討会委員の推薦について」は、私、星を推薦することに決しました。

星 一 徳 議 長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年3月日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時19分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

4 番 委 員

5 番 委 員